

○議長（井筒宣弘君） 次に、九番錦織淳二議員。

〔九番（錦織淳二君） 登壇、拍手〕

○九番（錦織淳二君） 震災における港区業務継続計画（BCP）について、武井区長に質問させていただきます。BCPの目的として、「区民の生命・財産・経済活動等を守ることは区政の最大の責務であることと、区民生活に必要な行政サービスは震災時といえども停止することなく継続しなければなりません」とうたっております。前回の第一回定例会において第四非常配備態勢について質問したところ、区長は「現在のBCPでは、災害発生から一日目には全職員の七〇％、三日目までには全職員の八〇％が参集可能とした前提で、優先すべき業務に必要な職員数が確保できるようにしております」と答弁されていますが、危機管理において、参集可能という想定内を前提とすること自体があり得ないことです。想定外の事態が生じたときに、既成の安全対策は役立ちません。あくまでもできなかつた場合にどうするべきかという想定外を前提とした対策をとることが危機管理と言えるのではないのでしょうか。

東日本大震災においても、平安時代の歴史書「三代実録」に貞観三陸地震で3・11に匹敵する大津波が記録されており、その後も慶長・明治・昭和に大きな三陸地震が続き、「津波でんでんこ」という古い伝承があるにもかかわらず、過去の記録を無視した想定内を前提とし、貞観三陸津波級の対策も立てないどころか、福島原発まで安全神話に守られていたため、悲惨な大災害になってしまいました。

3・11の教訓に基づき、想定外を前提とした災害対策に切りかえるべきかと思いますが、区長のお考えをお伺いいたします。

また、BCPの発災時における職員確保の前提条件として、阪神・淡路大震災などの過去の事例における公共交通機関の一部運行までに要する平均日数が、震災後三日目という目安を基準にされており、安否確認としては、発災後、各部は職員の参集情報を集約し、人事課長を経由して防災課に報告することになっており、安否確認ができない職員に対しては、携帯電話のメール機能等のあらかじめ定められた方法によって引き続き連絡をとり続けることになっています。

平成二十六年年度予算特別委員会の総括質問で申し上げましたように、昨年十二月十九日、内閣府の首都直下地震モデル検討会は、発災後、地下鉄は一週間、私鉄・JRの在来線は一カ月間運行停止、固定・携帯電話とも九割の通信規制を一日以上継続するため、会社・役所は無事でも、職員が出勤できずに業務が麻痺するおそれが強いと警告しています。このように内閣府と区の予測が大きく相違する中で、区長が発災後において職員の参集情報が集約でき、参集可能とされた根拠についてお伺いいたします。

また、区長は、参集可能の根拠の一つとして、徒歩による参集訓練も毎年実施している旨の答弁もされていますが、二十三区外に居住している職員は、自宅から通常の通勤経路で参集し、東京二十三区内に入った最初の駅から単に徒歩で参集するだけの訓練になっております。

橋梁への長周期地震動の影響を研究してこられた内閣府政策参与の東京大学藤野陽三名誉教授によると、「現在、耐震補強がされている橋梁でも、直下地震に共振し、壊れないまでも大きく変形する可能性があり、その場合は全部通行止めになり都心に向かえない」ということです。また、一九七〇年にできた直径一・八メートルの橋脚を再現し、震度七の揺れを与える実験をしたところ、橋脚は無残に崩壊しています。現在東京には、およそ一三〇〇本もの

橋梁がありますが、この多くが崩壊すると、都内の交通網は徒歩を含めてすべてが遮断されることになり・・・

○議長（井筒宣弘君） 錦織議員、時間です。まとめてください。

○九番（錦織淳二君） 時間ということでございます。いずれにしても、第四非常配備態勢の震度六弱以上で全職員の参集ということ自体が不可能なことになってしまいます。これらのことを踏まえ、かつ二〇二〇年の東京五輪をにらんで、BCPを抜本的に見直す必要があると考えますが、区長のお考えをお伺いいたします。

以上で終わります。

〔区長（武井雅昭君） 登壇〕

○区長（武井雅昭君） ただいまのみなと無所属の錦織淳二議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、災害時における港区業務継続計画についてのお尋ねです。

まず、想定外を前提とした災害対策への切りかえについてです。現在の業務継続計画にあたっての参集可能人数を算出するにあたりましては、全職員を対象に居住地から災害対策本部や災害対策各地区本部への距離をもとに集計いたしました。その集計した結果をもとに、災害発生から一日目には全職員の七〇％、三日目までには全職員の八〇％が参集可能としたものでございます。

災害時に参集可能と想定した職員が全て参集することができない場合であっても、区民の生命・財産等を守るために、特に必要な情報収集体制の確立や緊急輸送手段の確保等の業務については、参集した職員により最優先に対応することとしております。

次に、職員情報の集約と参集人員の根拠についてのお尋ねです。

震度五強の災害が発生した際には、職員は本部からの指示を待つことなく自動的に参集することとなっております。発災後、直ちに区内居住者の約三百三十名を中心に徒歩で参集し、一時間以内に初動体制を構築いたします。発災後の経過時間別の参集人数につきましては、全職員を対象に、居住地から災害対策本部や、災害対策各地区本部等への距離をもとに参集人数を割り出し、集計しております。参集した職員数は、災害対策本部と災害対策各地区本部等との通信手段が構築されており、これにより把握することとしております。

最後に、業務継続計画の見直しの必要性についてのお尋ねです。

区では、東日本大震災の教訓を踏まえて、平成二十五年三月に港区地域防災計画を修正し、同年六月には港区災害対応マニュアルを実態に即した内容に改定しており、港区業務継続計画についても整合性を図るものです。現在、改定作業中の港区業務継続計画においては、区の業務内容の変化や継続する業務の緊急度の変化などを踏まえ、計画の中心となる発災直後の応急業務、経過時間別業務内容及び必要人数を見直すことで、より実態に近い内容としてまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（井筒宣弘君） 以上にて、質問を終わります。

議事の運営上、暫時休憩いたします。